

製造者責任の関連法令について

平成 23 年 2 月

1. 製造物責任法（PL法）

製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）第 3 条は、製造物に係る民事上の責任の有無について、製造物の引き渡し時点において欠陥があったかどうかによって判断することとされている。（ただし、製造物責任法上の「欠陥」と法令上の技術基準違反は、必ずしも一致するものではない。）

2. 自動車のリコール制度

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）においては、自動車の製造者は、保安基準に適合していない場合又はそのおそれがある場合で、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合に、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、国土交通大臣に届出を行うこととされている。

3. 消費生活用製品安全法

消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）は、消費生活用製品（※ 1）について、

- ・消費生活用製品の製造者又は輸入者は、製造又は輸入した消費生活用製品について製品事故（※ 2）が生じた場合には、原因調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。
 - ・消費生活用製品の製造者又は輸入者は、製造又は輸入した消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、消費者庁長官に報告しなければならないこととしており、消費者庁長官はこれを公表する。
- としている。

なお、建築物（エレベーターを含む。）や構築物（遊園地のメリーゴーランド等）は、消費生活用製品に当たらないとされる。（「消費生活用製品安全法逐条解説」「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説 事業者用ハンドブック」経済産業省編）

（※ 1）瞬間湯沸かし器、ガスファンヒーター等、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいい、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能で、一般家庭でも使用できるような製品は、すべて含む。

（※ 2）一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、及び消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故で、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

<参考資料>

○製造物責任法（平成6年法律第85号）（抄）

（製造物責任）

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抄）

（改善措置の届出等）

第六十三条の三 自動車製作者等は、その製作し、又は輸入した同一の型式の一定の範囲の自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合において、当該自動車について、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

○消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）（抄）

（内閣総理大臣への報告等）

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（事業者の責務）

第三十八条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。